

新潟市被災建物等の復旧・再建事業者利子軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和6年1月1日からの地震被害により被災した市内の建物等（以下「被災建物等」という。）の復旧・再建に係る工事を請け負う中小・小規模事業者に対し、予算の範囲内において補助金を支給するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 被災建物等の復旧・再建に係る工事を請け負う中小・小規模事業者
- (2) 被災建物等の復旧・再建に係る工事に必要な資金を確保するため、金融機関から償還期間1年以内の運転資金を借入れた者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(支給額)

第3条 支給額は、被災建物等の復旧・再建に係る工事に必要な資金を確保するため、金融機関から借り入れた償還期間1年以内の運転資金の利子相当額（補助率10／10（ただし、利率が1.55パーセントを超える場合は、1.55パーセントを上限とし、千円未満を切り捨てる。））とする。また、1事業者あたりの支給額は、50万円を上限とする。

ただし、当該資金について他の地方公共団体から利子補給等を受けた又は受けている場合、当該交付額又は交付予定額を差し引いた額とする。

2 支給後の補助金については、仮に対象となる融資が償還期間の延長などにより追加の利子が発生しても、追給しない。

(支給の申請)

第4条 支給の申請を行う者は、融資実行後、交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号、以下「申請書」という。)を次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金額計算表(別記様式第2号)
- (2) 被災建物等の復旧・再建に係る工事のために借り入れた償還期間1年以内の短期資金に係る利率、借入期間(日数)、借入金額等、借り入れの内容が確認できる書類(返済予定表、実行明細書等)
- (3) 振込先口座の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人の分かるもの)
- (4) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

(申請の受付期間)

第5条 この補助金の申請は、令和6年4月22日から令和8年2月28日まで受け付ける。

(支給の決定)

第6条 市長は、申請書等受理後、速やかに審査を行い、支給の決定又は不支給の決定をし、別記様式第3号又は別記様式第4号により申請者に通知するものとする。

(支給の条件)

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として支給するものとする。

- (1) 補助金に係る市の検査や報告に協力すること
- (2) 虚偽や不正等が判明した場合、補助金を返還すること
- (3) やむを得ない場合を除き、支給の対象となる融資を繰上償還した場合は、繰上償還により金融機関から返還される利子に相当する補助金を返還すること

(繰上償還した場合の補助金の返還)

第8条 第7条第3号により補助金の返還を行う者は、支給の対象となる融資の返済後、速やかに繰上償還報告書兼利子計算表(別記様式第5号)に繰上償還を行った日及び金額が確認できる資料を添えて市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、報告書等受理後、審査の上、申請者に対し、補助金返還依頼書(別記様式第6号)により期限を定めて返還を依頼するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

(適用期限)

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第 6 条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。